

# 2023 年私立学校法改正の前進点と問題点

2023 年 6 月 25 日

日本私大教連中央執行委員会

## はじめに

2023 年通常国会において、改正私立学校法が成立した。2025 年 4 月 1 日施行に向けて、今後、各学校法人では寄附行為の改正が行われることとなる。

この度の私立学校法改正は、相次ぐ大学法人（私立大学・短大を設置する学校法人）の不正事件を防止すること、学校法人のガバナンスを公益法人と同等のガバナンスに改善することが目的であった。この目的に沿った改正内容は含まれているものの、肝心の評議員会の議決機関化は見送られ、諮問機関の位置づけにとどまった。新設の理事選任機関の定めは寄附行為に委ねられ、評議員のうち教職員の割合だけを 3 分の 1 以下に制限するなど、不正事件の原因である理事長・理事会による専横を温存している。また、大学自治の侵害を助長しかねない文科省私学部長の国会答弁が行われるなど、問題を残すものとなった。

## I 理事長・理事会の専横を正す前進点

以下の改正は、理事長、理事会、監事、評議員会から構成される学校法人のガバナンスを改善するものである。理事長・理事会の専断的運営に歯止めをかけていくうえで、これらの前進点を活用していくことが求められる。

【 】内は該当する改正法の主な条項番号

1. 理事が評議員を兼職することを禁止した。【31 条 3 項】
2. 役員近親者が監事に就任することを禁止した。【46 条 3 項】
3. 監事と会計監査人の選解任は評議員会が行うこととした。【45 条 1 項、80 条 1 項】
4. 寄附行為の変更（軽微な変更として省令で定めるものを除く）、任意解散・合併について評議員会の決議が必要とした。【150 条】
5. 評議員の 10 分の 1 以上で評議員会招集や議題提案が可能とした。【71 条 1 項、75 条 1 項、147 条】
6. 評議員は、理事会の議事録、会計帳簿等について閲覧・謄本交付を請求できる。【68 条】
7. 理事長など一人の理事が独断で決定してはならない事項が定められた。【38 条 3 項】
8. 大規模な法人においては常勤監事を置くことが義務づけられた。【145 条】
9. 子法人が監事や会計監査人の調査対象となった。【53 条 2 項、86 条 4 項】
10. 評議員会が、理事の行為の差止めを監事に求めることを認め、差止め請求がなされなかった場合には評議員が差止めの訴えを提起できることとした。【67 条】
11. 評議員会は、役員の実任追及の訴えを学校法人に求めることができるとし、訴えを提起しない場合は理事・学校法人はその理由を書面で評議員会と当該請求した者に通知しなければなら

らないとした。【140条】

12. 学校法人会計基準による会計処理が位置づけられ、財政公開が拡大された。【101条、151条】
13. 役員の刑事罰や過料が新設された。【157～163条】

## II 改正された私立学校法の問題点

### 1. 理事長・理事会の権限強化になりかねない事項

- (1) 評議員会を議決機関とすることは実現しなかった【36条4項、66条2項】。重要な資産の処分や譲受け、多額の借財、予算や事業計画の作成・変更、役員報酬支給基準の策定・変更といった学校法人の重要事項については、現行法どおり評議員会の意見を聴くだけとされた。寄附行為で定めれば学校法人の重要事項を議決する機関にすることは、引き続き可能である【66条2項5号】。現に評議員会を議決機関としている大学法人があるにもかかわらず、原則的に諮問機関にとどめたことは、評議員会のチェック機能を高めるという法改正の趣旨を後退させ、理事長・理事会の強力な権限を是認しているとの誤解を生じさせかねない。
- (2) 理事選任機関を設置することが義務づけられたが、その構成や運営については寄附行為の定めに委ねられた。そのため、理事長・理事会を理事選任機関とすることも可能となっている【18条、29条、30条1・2項】。これでは不祥事の原因である理事長・理事会への権限集中を無くすことはできない。法案審議でも多くの議員がこの点を指摘し、附帯決議の3項に「理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること」が明記された。
- (3) 教職員である評議員の人数は、評議員総数の3分の1を超えてはならないとされた。また、評議員会の半数までを理事会が選任することができ、これとは別枠で特別利害関係人を評議員総数の6分の1まで選出できるとした。そのため評議員総数の最大3分の2までが理事会の意向を酌んだ評議員を選出できることになり、教職員の意見が反映できなくなるおそれがある【62条5項】。

以上のとおり、理事長・理事会の権限強化、温存になりかねない問題があり、これらは今後の寄附行為改正における重要な課題・争点となる。

### 2. 大学の自治を侵害しかねない私学部長の国会答弁

- (1) 36条3項は「理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない」とし、その事項の一つに「学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任」を定めた。この条文に関わって文科省私学部長は、「法人の意思決定機関である理事会が、任命権者として、その責任をもって最終的な決定を行うべきという考え方に基づくものでございます」と国会審議で述べている。大学自治への侵害につながる答弁が不当に拡散され、各大学法人において、「理事会が任命権者」とであると主張して専断的に

決定する動きが生じる危険性がある。

(2) 52条は「監事は、次に掲げる職務を行う」とし、その一つとして「前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもって定めるところにより監事が行うこととされた職務」と定めている。この条文に関わって私学部長は、「教学的な面につきましても、学校法人の経営に関する問題である以上、学校法人の業務として監査の対象となりますので、寄附行為で定める監事の職務が教学的な面に及ぶということも考えられるところでございます」と述べた。

監査の対象が大学の教学事項に及べば、監事によって大学の自治が侵害されることになりかねない。私学部長は、「個々の教員の具体的な教育や研究のそういった活動にまで立ち入ることは想定されていないところでございます」と述べているが、機関としての大学の自治の尊重を明言してはいない。

これら大学の自治の侵害になりかねない事項については、別紙「寄附行為改正の交渉に役立つ附帯決議・国会答弁」、丹羽徹参考人の意見などを用いて、各大学の現状を後退させることなく、引き続き自治を確立する取り組みを強めていく必要がある。

### Ⅲ 寄附行為改正要求をまとめ、交渉をしよう

2025年施行にむけて、すべての法人で行われることになる寄附行為改正は、法人運営と大学の自治に関わる重要事項を含む大改正となる。

法改正の趣旨と前進面が寄附行為に適切に盛り込まれるように、また理事会の権限強化となる改悪をさせないように、各組合において寄附行為改正の要求を具体的に掲げ、理事会と交渉していくことが重要である。

条文に明記された以外にも、理事会の職務や理事会の運営、評議員、監事の選任方法など、重要事項であるにもかかわらず、寄附行為に丸投げしている事項がいくつもある。日本私大教連は、文科省で現在作業が進められている政省令の改正、学校法人寄附行為作成例の改正、留意事項などを記載した施行通知、学校法人会計基準改正などに対し、要求をまとめ、要請行動に取り組んでいく。注目していただきたい。